

平成26年度第1回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

1 開催日時

平成26年9月10日（水）午前10時から正午まで

2 場 所

京都府公館第4会議室

3 出席者

【審議会委員】

中坊 幸弘 会長、蒔 祥子 委員、荒木 徳雄 委員、伊井 光晴 委員、栗山 圭子 委員、土居 幸雄 委員、中川 恵美子 委員、中本 絵里 委員、東 あかね 委員、牧 克昌 委員、山本 隆英 委員、渡辺 明子 委員

【京都府】関係職員

【傍聴者】2名

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長の選任

(3) 協議事項

京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成26年8月末時点）について

(4) 報告事項

- (1)平成27年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について
- (2)「避難所における食品衛生確保ガイドライン」の作成について
- (3)食の安心・安全に係る事案について

(5) 閉 会

5 議 事

(事務局) それでは、議事の説明、会長の選任についてお諮りしたいと思います。

京都府食の安心・安全推進条例施行規則第6条によりまして、会長は、委員の互選によりこれを定めるということになっております。いかが致しましょうか。

(委員) これまで、中坊先生にお世話になっていて、引き続いて、この審議会の会長に推薦したいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局) ありがとうございます。中坊委員の推薦というご発言がございました。いかが取り扱ひましょうか、よろしいでしょうか。

(委員了解)

(事務局) それでは、中坊委員には誠に申し訳ございませんけれども、引き続き会長をお願いしたいと存じます、よろしくお願ひします。

早速ですが、これからの進行につきましては、中坊会長からよろしくお願ひ致します。

(会長) 大変な大役ですが、任期の間、頑張らせていただきますので、委員の皆さま方も、どうぞご協力、よろしくお願ひします。

本日の議事に進ませていただきますけれども、食の安心・安全推進条例施行規則の第6条第3項によりまして、会長に何かあると困りますので、あらかじめ、職務代理者を指名することになっております。私は、東委員にお願いしたいと思っておりますので、ご承認よろしくお願ひします。

(委員了解)

(会長) それでは、東先生、どうぞよろしくお願ひします。

3番目の協議事項に移らせていただきます。

先ほど、部長の方からもお話がありましたように、行動計画の実施状況について、ご説明をお願い致します。

(事務局) 私から説明させていただきます。資料1をお願いします。

現在の行動計画は、平成25年度から3カ年の中間年となっております。今回は、8月末時点の見込みということで、報告させていただきます。

資料の1ページをお願いします。この行動計画の中には、48の数値目標というのを設けております。左側に書いてありますように、1から4までの四つの柱に区分しております。

平成26年度の数値目標は、真ん中辺りの太枠のところですが、実施状況は、現時点では、

中間段階ですので、着手、または未着手という書き方にしております。

未着手のものは、六つありますが、詳細は、後ほど説明いたします。

資料の2ページをお願いします。四つの柱毎の実施状況を総括しています。

一つ目、放射性物質に対する食の安全管理体制の強化については全て着手済みです。

二つ目、食の信頼感向上に向けた、情報提供の強化と府民参画の拡大については、13のうち10が着手済みです。未着手のものの実施予定時期については、右に記載のとおりです。

三つ目、監視・指導・検査の強化については、16の取り組みのうち15が着手済みで、一つは、今後、実施予定です。

四つ目、安心・安全の基盤づくりは、16の取り組みのうち、15が着手済みで、残りの一つにつきましては、右に記載の時期に実施を予定しています。

それでは、4ページ以降で、取り組みの状況について概略を報告致します。

第1の柱、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化です。これは、平成23年の原子力発電所事故以降、食における放射性物質に対する不安があるということから実施しているものです。

4ページは、流通食品における検査です。流通食品は、関東、東北地方のものについては、現地で検査をされ、問題のないものが流通してきているわけですが、府民の不安に応える観点から、念のための検査という考えで実施しています。

平成25年度から、毎年300点の計画で実施しており、今年度もこれまで、133検体の検査を実施しています。検査結果については、全て不検出です。

5ページをお願いします。府内産農林水産物の放射性物質検査です。京都府内における大気中の放射線量や、環境試料である水や土、川魚の検査結果は、事故前後で変化がなく、農産物が生産される環境には問題がないのですが、放射線に対する不安が一般府民の中にあるなかで、生産者が自信を持って生産、出荷していただくため、又、消費者にも府内産農林水産物を安心して消費していただくため、検査を行っています。

検査計画は、地域の要望も踏まえて定めており、今年度につきましては300検体ということで検査を行っています。現時点では、92検体の検査を実施し、当然、結果は全て不検出です。具体的に、どの品目を検査しているかは、内訳・品目に記載のとおりです。

6ページをお願い致します。放射性物質の検査結果、あるいは、放射性物質に対する基本的な知識を府民の皆さまに説明し、理解していただくリスクコミュニケーションの実施計画です。

10回の計画に対して、現時点では3回実施しています。このリスクコミュニケーションは、府が主体となって開催するものや府民からの要請により開催するものがあります。

開催にあたっては、参加者の思いや考えもお聞ききし、一方的な話にならないように努めています。

7ページをお願いします。ここからは、2番目の柱、食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大です。この柱における「情報提供」は、様々な媒体を通じて、府

民に食に関する情報を提供すること、「府民参画の拡大」は、府の施策に対して府民の立場から提案いただくことや食品表示の監視について、府の職員だけでは目が届かないところをそのサポーターとして応援いただくことなどです。

7ページは、ホームページによる情報提供です。毎月ごとに、実際に提供した回数と、下のところでは、主な掲載情報を記載しています。

今年度は、緊急を有する情報、例えば、ベトナム産冷凍シシヤモに係る異物の混入などできるだけ早く、府民の方に情報を伝える必要のあるものは、府のトップページに掲載するなど、工夫に努めました。

8ページをお願いします。これは、府民の関心が高いテーマに沿った講習会です。具体的なテーマなどを、実績及び計画を記載しています。事業者向けや消費者向けということで、様々な立場の方から、ご希望を聞きながら、テーマを決めて、講習会を行っています。これは、府の関係部局の職員や専門家の方の協力も得て開催しています。

10ページをお願いします。リスクコミュニケーション等の強化です。ここでは、放射性物質以外の、他のテーマのものもまとめて記載しております。

今年度は、取り組み内容①に書いてありますように、「現場で体験！食の安心・安全学び塾」ということで、単にお話を聞いていただくだけではなくて、府の研究施設、あるいは保健所などの現場を見ていただきながら、生産段階におけるリスク管理の状況について、目や肌で感じていただくというような取り組みをしています。これも、今年度10回の計画で進めており、今後、府北部でも開催する計画にしております。

12ページをお願い致します。消費者、生産者との交流、意見交換です。これは、食に関する各地の取り組みについて、消費者と生産者が意見交換をしていただくともので、振興局の協力を得ながら、府内5カ所で計画しています。現時点では、山城管内、中丹管内で、ご覧のテーマで開催しました。

13ページをお願いします。「きょうと信頼食品登録制度」というものがありますが、このPRと併せて、生産者、食品関連製造業者と消費者の意見交換会を行っています。これは、毎年1月に開催する予定にしており、現時点では未着手ですが、現在、構成団体と開催に向けて調整を始めています。

14ページからは、食育に関するものです。食育については、食育推進計画というのがあり、京都府のみならず、市町村段階でも計画策定していただきたいと考えています。

現在、17市町で計画策定済みですが、今年度、市町村担当課長会議を開催するなど推進を図っており、3市町で推進計画が策定される見込みです。

京都府全体の作成状況を全国的に比較した場合、現在、京都府における策定状況は65.4%と、全国36位にとどまっておりますが、今年度3市町で策定されることで77%となる見込みで、全国並みに届きつつあると考えています。

16ページをお願いします。野菜などの栽培体験ができる、「きょうと食農体験農場」の登録です。現在3農場で、今年度の登録に向けて調整を進めています。

17 ページをお願いします。「きょうと食いく先生」の登録です。これは、食育に関わる、専門的な知識をお持ちの方を府の方で登録させていただくもので、今年度も 32 名の認定を終えまして、現時点で 115 名の方にお世話になっています。

併せて、これらの方々の活動についても支援させていただいているところで、小中学校などで 40 回、あじわい館等における食育教室で 9 回開催しています。

19 ページをお願いします。府の施策、取り組みに対する消費団体との意見交換会です。これは、府の施策を独自で考えるだけではなく、消費者の立場からのご意見をいただくもので、4 回の開催計画ですが、現時点では、まだ実施には至っておりません。現在「きょうと信頼食品登録制度」、あるいは「食品表示法」というテーマでの開催に向けて、調整をしているところです。

20 ページをお願いします。ここからは、三つ目の柱で、監視・指導・検査の強化ということで、生産から消費までの各段階での監視等です。

最初は、農薬使用者に対する使用実態調査で、生産者段階での調査ですが、日常の営農指導と併せて実施しており、現在、計画どおり進めてきております。

21 ページをお願いします。肥料生産業者に対する検査です。これは、対象とする事業者数が少ないため、5 カ所の検査計画ですが、現時点では 2 カ所ということで、ほぼ計画どおりで進捗しています。

22 ページをお願いします。「家畜伝染病予防法」に基づく検査実施頭羽数です。これは、年間を通じて計画的に実施するもので、現在はこのような状況です。

23 ページをお願いします。水産関係です。貝毒プランクトン等の監視ということで、二枚貝の中で、貝毒の蓄積がされることのないように、貝毒原因プランクトンの監視を行っています。本年度からは、検査によって、毒量を直接に把握する方法も並行して使いながら監視しています。

24 ページをお願いします。食品等の収去検査です。食品衛生監視指導計画にも位置付けて実施しており、現在、ほぼ計画どおりの進捗です。

25 ページにつきましては、保健所の職員による食品衛生監視機動班が立ち入り検査を行い、啓発、監視ということで計画どおりに進んでおります。

26 ページをお願いします。無承認無許可医薬品の監視です。監視につきましては、千件の計画に対して 70%の進捗状況です。取り組み内容に書いておりますように、その監視により、危険ドラッグや「いわゆる健康食品」が確認されれば立ち入り検査行うこととしています。

その結果、問題があった場合は、指導や他府県への通報をするというシステムになっており、効果のところに記載のとおり、平成 25 年度は、1 千 200 件余りの監視をした結果、直接指導に至ったものが 4 件、当該業者の本社が他府県であるため、当該府県へ通報したものが 3 件ありました。これらについては、指導により、広告などの修正・削除等を実施させました。

27 ページをお願いします。食品表示の適正化に向けての、事業者に対する講習会です。多くの事業者がある中で、まずは、農林水産物直売所の皆さんの研修ということで、取り組んでおります。「JAS法」「食品衛生法」、一部については「景品表示法」についても講習を行っております。9月からこのような計画で進める準備をしています。

29 ページをお願いします。食品表示の監視と併せまして、科学的検査ということで実施しております。今年度については、タケノコ、シジミ、袋詰精米の品種なり産地、原産地の検査をする予定にしています。タケノコは、京都府産のものを検査し、「疑義なし」という結果になっております。

31 ページをお願いします。家畜伝染病の予防のための取り組みということで、31 ページ、32 ページは巡回指導です。32 ページは秋以降に取り組むということで、現時点では未着手ですが、計画どおり実施予定です。

33、34 ページは、鳥インフルエンザの侵入監視のための検査計画です。これも計画どおり実施予定です。

35 ページをお願いします。ブタやウシなど他の家畜の検査も計画予定しています。

36 ページをお願いします。ここからは、四つ目の柱で、安心・安全の基盤づくりということで、生産者サイドから、消費者に安心・安全を情報発信する取組です。

36 ページは、「農業生産工程管理（GAP）」ということで、農家に取り組んでいただいているものです。現在、JAの方々への研修会等を通じまして推進を図っており、取り組み事業者数は、年度末に集計する予定です。

39 ページをお願いします。農薬の適正使用ということで、農薬管理指導士という制度を設けております。これは、農薬の安全使用を推進するリーダーに対する講習を2月以降に予定しており、現在、対象者へのお知らせ等を進めているところです。

42 ページをお願いします。食品衛生推進員、または食品衛生指導員による指導件数です。これは、食品関連事業者の自主的な衛生管理の推進ということで、事業者リーダーと保健所が、連携しながら取り組んでいただいているものです。

43 ページをお願いします。学校給食における衛生管理は、「学校給食衛生管理基準」というものがあり、それに従ってやっていただいておりますが、調理作業工程表や、作業動線図の作成・確認により、更なる食中毒の発生防止を全調理場で図ろうというものです。

44 ページをお願いします。鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムのPRです。消費者に分かりやすくトレーサビリティシステムを解説し、理解を深めていただくこと及び流通、加工業者にもトレーサビリティシステムをPRし、消費者、事業者の双方に理解していただくとするものです。

45 ページをお願いします。「きょうと信頼食品登録制度」です。京都府独自の制度として、このような制度があります。衛生管理基準に従っていただいたうえで、それぞれ目標を立てて、一つ星から三ツ星までの認定を府が行っているものです。具体的には、品質管理プログラムを、まず設定する必要がある、現在、ほとんど全てが一つ星ですので、二つ星へ

の取り組みを推進しています。そのための管理プログラムの策定を、今年度、パン、漬物、惣菜の三品目で予定しており、関係業界との調整を予定しております。

47 ページをお願いします。そのような二つ星クラスの品質管理プログラムを策定したうえで、そのプログラムに従った登録を進めていこうというものです。目標の6事業所に対して1事業所にとどまっていますが、鶏卵、珈琲の事業者さんの方で登録申請の準備を進めていただいております。

48 ページをお願いします。京都こだわり農法の拡大に向けて関係団体と協力しながら推進をしています。

最後になりますが、51 ページをお願いします。水産養殖事業者への指導です。過密養殖などによる周辺環境の悪化を防止するため、さまざまな観点から水産事業者への指導を行っています。年間25事業所の予定をしております、現在11事業所ということで、ほぼ計画どおりの立ち入りを行っています。

説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。各委員からのご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いします。

お聞きしたいのですが、4ページの流通食品の放射性物質検査のサンプリングというのはどういうふうに。一般の食品なんかと一緒にんですか。産地とか、いろいろなものを見てですか。どういうふうにサンプリングされておりますか。

(事務局) 一応、スーパーとかで、東日本産を中心にやらせていただいているということと、牛肉関係につきましては、と畜場の方で100検体ほどになりますけれども、検査をしております。もちろん、東日本産に限りませんけれども、ピックアップして、肉については出しているというような状況です。

(委員) 全体について、行政が努力をされておるということで、いま報告を聞かせてもらったのですが。その中でも、農産物が出荷された後、残留農薬の抜き打ち検査を、市場等でされていると思うのですが、その結果というのは、ここの中には出ていませんが、どこかに出ておりますか。

(事務局) 残留農薬としてはピックアップしておりませんが、資料24ページの、収去検査の項目の中では含まれているということになります。

(委員) ここで、そういう残留農薬とか、基準値オーバーだということが出てくるといふことですね。

(事務局) はい。後でまた説明させていただこうかと思っておりましたが、例えば、56ページの縦長の表は、平成25年度の収去検査の全体のものになっております。資料No.2になります。これが、いま言いました検査の全体でございます。そのうちの、上から2番目に、残留農薬の検査を入れております。

(委員) それと、資料の20ページですが、ここに書かれている内容で、真ん中より少し下のところに、効果として、生産段階での農薬適正使用の徹底により、不適正な事例の未然防止が図られているところで、確かに、行政の方も普及所を通じて指導をいただいておりますので、ほとんど問題はありませぬし、生産者もそれに従って、しっかり守ってやっているとと思いますけれども。

先般、JA以外で、農薬を販売されている方が、農家の方が高齢化されていて、農薬を散布することも大変なので、散布までしてあげますよと。だから、この農薬を買ってくださいということでもらった。ところが、その希釈倍数が間違っていて、とてもではないけれど、違反に相当するような濃いものをかけてしまわれたというような事実がありました。

なぜこれが分かったかという、何月何日にこの農薬を、この倍数でこれだけかけましたというのを、農家の方が台帳に書いておられるんですね。京都府でお世話になっております、こだわり生産認証検査員の方が、それに基づいて検査をしたらおかしいと。この農薬は、この倍数では間違いだということが分かって、未然に防いでおりますけれども、出荷しておりませぬので、皆さん安心してほしいのですが、そういうことが起こりました。

JAや生産者は、しっかりと認識をしてやっているのですが、そういう、ふらちな業者が、農薬を売るために、「まいてあげるさかいに」というようなことについて、農薬取締法違反になるかはわかりませんが、今後しっかりと指導してもらわないと、京都府全体の農産物の信頼につながってきますので。その辺は、行政的な指導をしっかりとしておいていただかないと、ここに、せつかく普及センター単位で書いてあるのに、ちょっと裏ではそういう問題が発生しておりますよという辺りについて、担当の課長さんの方で認識をしておいてほしいなと思います。

もう1点ですが、資料の36ページのところで、リスクコミュニケーションや、ホームページなどで、いろいろと取り組みを言ってもらっていると思うのですが、生産者はGAPだけではなくて、いろいろなところで取り組みをしています。できるだけ違反をしないように、頑張って講習を受けてやっておりますけれども、現場の取り組みの実態が消費者に十分伝わっているのかと。

ホームページ載せたとか、リスクコミュニケーションをしたから分かってもらっているというのは、ほんの一部のことなんですね。京都府の農林水産部長以下、農政の方がしっかりしているので、京都の生産者は少なくとも一生懸命頑張っておられるので、やっぱり京都は違うんだという辺りのことを出してほしいなと思います。できるだけ、広報の仕方

について工夫をしてほしいなと思います。

要望ですけれども、いろいろな面で、生産者の苦労の実態を、普及所の職員さんもよくご存じですから、しっかりやっておられますよと。先ほど言った、一部例外のようなことはいいのですが、その辺りのことを、ぜひしっかりと宣伝していただければ、生産者も、よりいっそう頑張っ取組みをされると思いますので、よろしく願い致します。以上です。

(事務局) 先ほどお話がありました、農薬の販売業者さんの件ですけれども、もちろん承知しております。今回は未然に分かりまして、全ての作物が撤去されたということで、一件は終わっております。もちろん、地元の普及センター、あるいは、振興局を通じて、そういう業者さんには指導をさせていただいています。

38 ページにちょうどありますように、農薬講習会ということで、京都市内では9月5日に農薬販売業者さんにも参加いただいて行っております。まさに、農家の高齢化の中で、本来農家がすべきことを誰かが代わってやっているということも出てきているということで、新たな視点で、こうした取組みを進めていただきたいと思っております。

また、GAPの関係ですけれども、例えば、宇治茶GAPというような新しい取組みを、JAさんや関係団体の指導の下で行っておりますので、まさに、いまおっしゃったように、そういったものを、消費者の皆さま方に、しっかりお伝えするような仕組みも考えていただきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 同じようなことですけれども、食の安心・安全フォーラムというのを、また1月ごろに開催させていただくことになっておりますけれども、そこで話されるのは、消費者にとってもすごくいいのですが、生産者の方、または食品業者の方が、すごく頑張ってきているということを発表する場にもなっています。それと同時に、そういった発表ができるだけのことをやるための調整と、工場内の教育もできるので、すごくいいというようなことが発表されておりました。

やはり、ここを見ましたら、農家の方は、いろいろなかたちで頑張っいらっしゃるんですね。それを発表しながら、生産者も消費者も一緒に聞けるような場というのが、いろんなかたちであつたらいいなと思いました。

特に、今回の「食品表示法」などを、業者の方に向かって説明していらっしゃるわけですが、そんなときにも、私たち委員でもいいので、「消費者の方もどうぞよろしかったら来てください」という程度でもいいと思いますが、そういうかたちでやられることによって、消費者も聞いているんだというような形になると、どういうことをしているのかがお互いに分かり合えるので、そういうコミュニケーションのやり方というのが大事だなと思います。

それと、8月25日に放射能に関する学習会をしていただいた際に、案内をしていただきましたけれども、あれは、全部の委員さんに案内してくださったのでしょうか。それとも、消費者のところだけだったのですか。そういう思いで、もし何かありましたら、私たちの方にも、生産者関係のものも案内していただいたらうれしいなと思いました。全部行けるなんて思いませんが、そのような機会があればいいなと思いました。

(事務局) あえて言わせていただきます。あと、地産地消のところ、直売所なんかの取り組みをご説明するところがありますが、やはり、先ほどの話とかぶりますけれども、農家が頑張っておられることを、消費者の方にしっかりとお伝えするだけでなく、生産者の方と消費者の方に交流していただいて、京都の中で、こういう素晴らしい農林生産物ができているのだということ、直売所などを通じて、肌で感じていただきたいと思います。

去年から、「京野菜ランド」という名前を付けまして、いま、京都府内で44の施設のマップをつくっております。そういったことをしっかりとお伝えする中で、相互の理解が図れるように、そこはちょっと頑張ってまいりたいなと思います。

また、アドバイスをいただきました、フォーラムにつきましては、正直申しますと、一部の委員の方にだけお知らせをしていたのですが、せっかくの機会ですので、出席、欠席にかかわらず、こんなことをしていますよということを、これから、また積極的にお知らせさせていただきますので、出席いただける委員の方は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局) 補足させていただきますけれども、「食品表示法」につきましても、現在、国においてパブリックコメントが終わって、詳しい制度をつくっているところです。今後、その目途がついた時点で事業者や消費者に対して国の方から説明していただくようなことを考えております。

(委員) いろいろな監視とか指導をやっていただいているおかげで、東日本の震災の後、放射能の検査など、本当に消費者の立場として、どきどきしながら食品を買い求めておりましたけれども、最近はそのようなこともございません。

ただ、ちょっと私が気になりましたのは、マクドナルドなど、中国からの輸入食品のことで、最近はやや言われなくなりましたが、メディアでいろいろ聞いておりました。いまは、福島産とか東北産とか、そういうものは皆さんあまり気になさらないのですが、中国産ということには、すごく神経をぴりぴりさせて、買うのを控えておられる部分がたくさんございます。

そういったことで、輸入食品に対しても、農薬は当然、京都府にも農家の方がたくさんいらっしゃいますので、いま野菜が高騰しておりますけれども、皆さん、安心して買い求めておられると思います。ただ、そういった輸入食品に対しまして、いま、ちょっと説明

がございませんでしたので、お聞かせ願いたいなと思っております。以上です。

(事務局) 輸入食品に関する収去検査もやっております。56ページの資料でいきますと、いろいろな検査項目が細かく書いてありますが、その横にかっこ書きで書いていますのが輸入食品です。

全体的にずっと入っておりますけれども、この内数が輸入食品の検査であるのご理解いただければいいかと思えます。総計で750検体の検査をしておりますけれども、そのうち106検体は輸入食品の検査です。

(委員) ちょっと皆さん方に分かっていただけない部分もあると思えます。そういったことも、きちっと、いろんな面で報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(委員) 資料5ページの、府内産農林水産物の放射性物質検査なんですけれども、細かいことで申し訳ないのですが。平成25年度は計画数400で、平成26年度、モニタリングの数が300に絞り込まれているのは、どういった理由があるのかなというのをお尋ねしたいのと、基本的に、いろいろな情報は、ホームページで告知もされておりますけれども、ホームページによる一般の府民への周知率というのは、どの程度だとお考えなのか。

年配の方って、ホームページと言われても、見ていらっしやらないことが多かったり、常に情報に触れる機会が難しいのかなと思うのですが。かと言って、どういうかたちで情報提供ができるかという、なかなか難しいところもあるのですが、その辺を、ただ、「ホームページに出していますよ」というかたちでも、それに触れられない方々というのも結構いらっしやるのではないかなと思えますので、その辺をどういうふうにお考えなのでしょう。

それから、9ページの、広告チラシ等を活用する「情報提供店」、こちらで情報提供をしていかれるということですが、平成25年度の目標200件に対して、実績158件と、計画値を下回っているのに、平成26年度、平成27年度でさらに計画数がどんどん増えているのですが、実際のところこれが達成できるのか。目標設定自体に無理はないのかなと、ちょっと思ったりするんですね。その辺をどうお考えなのでしょう。

あともう1点だけなのですが、26ページの無承認無許可医薬品の監視ですけれども、危険ドラッグが、この夏、非常に交通事故等の問題もあって、注目されましたけれども、そういうニュースのこともありますし、さらにこの辺りのことは注意して指導なりをしていただきたいと思うのですが。現時点で、例えば、直接指導だとか、そういったことがあるのかというような現状も含めて、ちょっとお教えいただけたらなと思えます。

(事務局) 最初、府内産農産物の放射性物質検査の関係でございます。これにつきまして

ては、一応 300 としておりますが、内訳がございまして、そのうちの 200 については、府が責任を持ってと言いますか、判断で、府内の研究施設が北から南までございますので、そこで、生産される農産物や畜産物などを検査しているということです。

更に 200 について検査体制は整え、この分は地域の要望に基づいて検査をするということで、具体的には振興局が市町村などと調整を行い、検査計画を作成しています。

この結果、地域の要望が、だんだん少なくなってきておりまして、結果としてと言いますか、そういう集計の中で、300 に減ってきております。

(委員) 府がもともとやっていたら、200 は減っていないということですか。

(事務局) 府の部分は、平成 23 年度から変わらず、ずっと維持して検査しています。

その結果につきましては、確かにホームページだけでは不十分ということで、いろいろなかたちで情報提供はしております。食の安心・安全協働サポーターさんへの紙ベースでの情報提供の際にこの話を入れたり、放射性物質をテーマにイベントを開催するなどに努めています。ただ、どれだけの周知ができていくかについては、頑張ってはおりますけれども、正直言って把握できていないという状況です。

広告チラシの関係です。これはちょっと、業界の方に協力を得てということだったのですが、なかなかうまい方向が見つからず、結果として宣伝しきれないという状況で、何かよい知恵がないかなと考えています。

(事務局) 危険ドラッグの関係でございますが、今日薬務課のものが出席しておりますので、生活衛生課の私の分かる範囲でお答えさせていただきます。

ハーブ店と看板を堂々と掲げて営業している店舗は京都市内に 1 カ所残っている状況です。そこにつきましては、当然、警察と協力しながら、薬務課の担当者が入って、やめるようにというような指導は継続しております。

ところが、最近は、いたちごっこのような状態になっており、そういう店を標榜せずに、口コミで広がるような、どこで商売をしているかも分からないような状態になっていると聞いております。その辺につきましても、情報が入れば警察と協力しながら、立ち入りをして調べているという状況です。

あと、危険ドラッグの条例についても、検討していこうかという状況になっていると聞いております。以上です。

(会長) ほかにございますか。いま、お話しいただいたように、年配の方々に情報がどれだけ届いているか、それから、どのようなかたちで届ければいいのか。発信する側としては、最近はホームページにアップすれば、それで、ひとまず終わりという。そうしますと PDCA サイクルが途切れてしまうんですね。

もう一つ大事なところのご質問にありました、周知をどの程度したと考えておられるのかというご質問については答えもなかなか難しいと思います。

例えば、7ページのところでも、さらに情報を分かりやすくするようにホームページの見直しを行うというんだけど、どういうふうな見直しなのか、誰が、どういう対象者にといいところが、いま、どの分野でも大変困っているところです。その辺りについて、事務局としては、一定の見解を持ってやられるのか。ちょっとお聞きしたいのですが。

確かに、課題として見直しを行うというのは簡単に言えるのだけれども、具体性に欠けるんですね。ちょっとその辺りを、ここの委員の皆さん方にも考えていただきたいのですが。どういうかたちで、いい情報、悪い情報を届けるのかというのは大きな課題だと思います。

(事務局) 非常に難しいですね。

(委員) いろいろ調べていただいたものが、ほとんどゼロというかたちで安心だと。これを見たら安心なんです、本当に。だから、ちゃんと調べてくださっているし、ちゃんと見ていてくださっているということで、消費者としては、基本的には安心しているというふうに言えると思います。

今回も、資料として充実してきたと思うのですが、こういうものを、やはり絵にしたような、「こういうことをやっているので安心ですよ」という色づきも含めたものを、1年に1回は、大勢の人に紙ベースで渡せるような機会があった方がいいなとずっと思っています。

そこそこのところまではやっていらっしゃいますけれども、どこに行っても、それを手に入れられるということも必要だろうと思います。ただ、私たちが、本当に欲しいと思うのは、先ほど言われたドラッグの話や中国産の話など、そういったものがぱっと出てきたときの情報ですね。

もし、先ほど言われた協力店があるのなら、その協力店辺りで、どんどん見いだしていただければうれしいなと思います。知りたいことは、マスコミに挙がってしまったようなものとか、やはりすごく気にしていますので。

(事務局) ホームページだけではありませんが、ホームページにつきましても、少しずつ改善はしてきております。放射性物質の結果にしても、一番知りたい情報が、表の一番下にあたりしていました。それはよくないということで、一番最初の、すぐ分かるところに移動してきております。

また、表ではなくて、視覚に訴えるものが必要だということで、そういうものを工夫してつくりまして、一目で分かるようなことができないかなと検討したいと思っております。

(委員) いまのお話を伺っていて気付いたのですが、6 ページですと、対象としまして、府立大学の学生への講座、そしてリスクコミュニケーションの意見交換。それから、8 ページは、講演会の情報提供で府立大学の学生。10 ページも、やはり府立大学の学生の講座が幾つかありますが、「学生の街 京都」というところを生かすと、各大学とか教育機関に対して、一般の消費者と同じようなレベルでも、何か工夫して流すということは、かなり効果的な情報提供になるのではないかなという気がしました。

私は大学関係なので、そういうことを言うのかもしれませんが、やはり、そういう組織に流しますと、比較的、学生には早く伝わりますし、そういうことは、手段としてはいいのではないかと思います。その辺のところを、少し検討されてはどうでしょうかというのが、意見としてあります。

(委員) 府立大学の学生が、保健環境研究所に3 回生の食品安全衛生学の実習に6 月19 日に行かせていただいています。また、9 月11 日については、大学院の食品安全性に関する講義で、出前講座をしていただく予定になっております。ご協力いただきまして、ありがとうございます。

府立大学だけではなく、食品衛生監視指導員の養成をしていらっしゃる大学さんとも連携して、さらに講座などをやっていただければありがたいと思います。委員がおっしゃった意見と同感です。

そして、次に私の意見ですけれども、この計画は、施策の実施状況の中間報告ということになっておりまして、幾つか施策の実施状況が、数値目標に対してどれぐらい達成できたかということが発表されています。その中で、食中毒に関する項目がないように見受けられます。

今年に入っても、丹後で食中毒が発生しましたし、昨年も、宇治の災害があったところで食中毒が発生しております。この食の安心・安全審議会で、昨年1 年間で食中毒がどれぐらい発生してきたのかということをご報告いただいて、それをゼロにするために、頑張って、そういう目標を掲げたらどうかとずっと考えております。

以前も、審議会でこのことを申し上げましたら、食品衛生課長さまが、「食中毒はいくら頑張っても発生するものだから、数値目標を掲げることができないんだ」とおっしゃったんです。

しかし、全国の学校給食による食中毒をゼロにするという目標を掲げて、長年ずっとそれに取り組んできて、確か平成24 年だったと思いますが、初めてそれを達成したとおっしゃっていました。やはり、そういう最後のアウトカム指標の目標も示すべきではないかと思えます。以上です。

(事務局) まず食中毒の発生件数ですが、平成24 年度は全部で6 件ございました。ノロウイルスが4 件、カンピロバクターが1 件、毒キノコの食中毒が1 件で、計6 件という状

況です。

平成 26 年はどうかという、こちらも 4 件発生しております、ノロウイルスが 3 件、そして原因物質不明というのが 1 件という状況でございます。

前の課長がそういうことを申したのかどうか、よく分かりませんが、私もそういう気持ちがないわけではありません。確かに、学校給食さんでも、そういった取り組みを受けて、ゼロになったという話をお聞きしました。

(委員) ゼロになって、そのとたんに、また静岡でたくさん出ました。反動があったみたいですけど。

(事務局) そういうこともあるかもしれませんが、おっしゃるとおりゼロを目指すというのは、確かに必要なのかなと思いますので、ちょっと考えさせてください。

(委員) 前もお願いしましたが、農産物の場合は生鮮品ですから、ほ場で収穫して、箱詰めして市場に出して、直売所でもそうなんですけど、3 日もすれば、ほとんどが消費者の胃袋に入ってしまうわけですね。それから、残留農薬の検査をして、問題がありましたと言われても、皆、食べ終わっているわけですよ。

やっぱり、ほ場での検査には協力もしますので、京都府さんや、そういった研究機関で、出荷する前に検査結果がでるとい技術を開発してほしいなど。そうしなければ、出荷した後、全部回収しなさいと言われると大変な費用がかかってしまうわけです。結局無駄なことになってしまって、市場関係も生産者も皆、苦勞しますので。

いつも申し上げるのですが、京都府としても、出荷前の検査について早く結果がでる研究をしてもらうことと、それに対する支援をしていただきたい。JAグループでも、すでに 170 件余りは、出荷する前に独自で検査をしています。それで、問題のないものを出荷しようということで進めています。

やはり、お金もたくさんかかるので、そういうことに対して支援のお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願います。

(会長) 委員が、以前からおっしゃっていることについて、京都府は動きました。後ほどご説明いただく予定でしたが、資料No.2の78ページですけれども、もう、京都府は動いております。詳しく説明していただけますか。

(事務局) 国に対する要望をこういうふうにさせていただきました。委員がおっしゃったように、検出されると、生産者に対しても負担がかかることなので、早く結果が出ないといけないというのは、理解しております。

ただ、検査の方法というのは、国で決めている公定法に基づくものですので、その公定

法を見直していただくということが必要になります。私どもとしては、農林水産省に対して、このような要望をさせていただきました。

要望先も、技術を担当している農林水産技術会議というところの厚生労働省との連絡調整の担当者に対しまして、消費者の立場も大事ですが、農林水産省としては生産者の立場にも立って、しっかり意見を申してくださいという形で要望をさせていただきました。

(事務局) ちょっと、いまの件の補足なり、先ほどの広報の関係を少しお話させていただきます。いまの件については言っていたとおりでありますが、併せて、先ほどGAPの話がありました。36 ページに、その辺りが書いてあるわけですが、その下にありますように、GAPというのは、生産の管理工程についてプロセスチェックをしていくということです。

チェックして、結果として出てしまったということは、もちろんしなくてははいけません。きちっとした工程管理をして、まず出さないということが一番大事なことだというふうに思っております。

従って、そういった取り組みを、いまは、うちはGAPを中心にやられておりますけれども、もっともっとそれを広げていきたいなと思っております。

併せて、信頼食品の登録制度の関係も、かなりハードルが高いという声がありましたけれども、最初やられた企業さんも、やってみたらどこかで工程のトラブルがあつて、それに対しての原因究明が非常に早くできたということで、この取り組みがあつてよかったという声も聞いております。そして、またその次のランクの高い方に取り組みされたということもありますので、こういった取り組みを、もっと広めていくように頑張っていきたいなと思っております。

それから、先ほどの広報の関係はおっしゃるとおりで、なかなか答えがないので、ある面、決意表明みたいなことで話をさせていただきますけれども。

やはり、ホームページというのは、それに載つかると、われわれは仕事をしたような気になってしまうので、それは戒めないといけないなと思っております。従って、紙ベース等でいろいろなことも考えているわけですし、例えば、『府民だより』というのがございますので、それを京都府が100万戸に対して出すようにしております。

その中に、農林水産部なり今ここにいる部局としては、ぜひ安心・安全の関係を載せてほしいのですが、このお堅い表を載せても、なかなかこれがということになりますので、なるべく、そういうことの中で、まずは、こういう取り組みをやっているということで、詳しくはこういうのを見てくださいますか、あるいは、府民の皆さんにも、注意なり、喚起するような取り組みは、もっといろいろなかたちでやっていきたいなと思っております。

そういう面で言えば、この「京野菜ランド」というものを、ちょっと配らせていただきました。これは、さっきも説明がありましたけれども、実は、子ども議会というのが2年に1回あります。子どもさん方の、テーマパーク的なことができたらいねという話の中

で、その発想をいただいたものです。

京都にはたくさんの直売所があります。全部で 460 ほどありまして、どんどん売り上げが伸びていって、年間で 40 億円ぐらいの数になっております。ただ、その直売所が、単にそういうものが買えるだけではなくて、学ぶ・食べる・買うという、三つの役割の中の、二つ以上を持っているところについて、紙ベースでマップにしてお知らせをしています。

従って、こういうところが、もっとお知らせをする中で、学んでもらうというような取り組みを併せて体験してもらおうと。やはり、それは消費者の方が、直接、体験、交流をする中で、体感してもらおうという取り組みも、非常に大事だと思っております。

このように、いろいろなかたちで、工夫しながら取り組んでいくというようなことで、もっともっと頑張っていきたいと思っておりますので、アドバイス等がありましたらよろしくお願ひします。また、新聞社におかれても、よろしくお願ひします。以上です。

(会 長) ほかに何かございますか。

(委 員) 数字を見ていて疑問を感じたので、ちょっと、お答えいただけるとありがたいのですが。

11 ページと 17 ページの、計画値と実績値を累計で出されているのですが、11 ページの計画値だと、平成 26 年度が 45 で、実績値が累計で 56、平成 27 年度の計画が 50 になっています。食いく先生に至っては、今年が累計で目標が 100、実績が 115。平成 27 年度は 100 ということですが、これはもう育成はされないということですか。

コミュニケーターと食いく先生というのは、終身で認定をされるのか、活動をする、しない、実績に関係なく、言葉は悪いですけど、お亡くなりになるまで名称を用いて活動をされる体でいかれるのか。これは、もう育成は両方されないというかたちなんではないでしょうか。

(事務局) 育成は当然やっています。この数字につきましては、いままで通り、そのまま置いているということに過ぎないので、次回の審議会で、平成 27 年度の目標について審議いただく前に、この辺の数字をどのように変えるかを考えたいと思っております。

(会 長) 実績を反映して、増やすと。

(委 員) 食いく先生の取り組み内容は、だいたい 40 回と 9 回で、50 回程度ですけれども、今後、もっと発展させていくという意味を込めて、この目標値が、計画値よりも 115 名認定というかたちで増えたのですか。

(事務局) 食いく先生につきましては、取りあえず、3年計画で 100 名という目標を掲げさせていただきまして、今年でちょうど 3 年が過ぎました。

すごく志が高い方が多くおられまして、実は、荒木委員にも食いく先生をやっていた
ています。農協の青壮年部の方も、そうやって子どもたちを教えることによって、自分
の生産段階の振り返りもできると。

あるいは、山本委員も、食産協の会長をされておりますけれども、そういったところ
も、食産協の中で、長年いろいろな加工生産された食の匠さんというような方に、積極
的に食いく先生になっていただくという動きになっておりまして、われわれの予想を超えて、
皆さんに、特に子どもたちの教育に携わりたいということをお願いしていただいています。

それに対しまして、ここに書いてあります実績が、平成 25 年度ベースですけれども、50
回弱ということで、せっかくそういうご意見をいただいておりますので、われわれとしまし
ても、教育委員会を通じて、全ての小中学校にお知らせをして、できるだけ食育先生を学
校に呼んでいただいて、子どもたちの食育を進めていただくよう取り組みを進めています。

この動きは、これで終わりということではなくて、できるだけ進めていって、全ての小
中学校に、こういった取り組みをしていただけるよう、ますます進めてまいりたいと考
えております。

(会 長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委 員) 感想と質問があります。感想の方については、広報等々、いろいろなことを
されているのだと、今日、寄せていただいて初めて分かったと。逆に言えば、1 府民と
して、広報などを通じて、もう少し知り得る場をいただきたいなということもあります。

質問は、検査をされているということですが、私は、仕事柄、農産物の流通に携わっ
ておりまして、検査されているのを気に掛けていますが、流通段階で、スーパーでのサ
ンプルで検査をされていると思います。そのスーパーの選定ですけれども、どこのス
ーパーである等々は、どういう取り決めでサンプリングされているのですか。

(事務局) 特にどこのスーパーで採りなさいというルールを持っているわけではござ
いません。保健所の担当者に任せて検査項目に応じた食品を売っておられそうなところ
をピックアップして、収去することでやらせていただいております。

ですから、偏りがあるか、満遍なく採れているかというのは、そのときの担当や、保
健所の雰囲気によって多少違いますけれども、特に、ここはAで採りましょう、ここ
はBで採りましょうというようなことまでを、われわれが計画的に実施しているとい
うようなことはありません。

(委 員) どうしてほしいということは言えませんが、京都府内でも、やはりス
ーパーと言われるお店が相当数あると思います。そこには、やはり大、中、小あるのが
現実で、いろいろな種類のスーパーからサンプルで検査していただくのが安心できる
のかなと思っ

ております。

(会 長) その部分については配慮していただいているということで。

では、時間も限られておりますので、行動計画の中間報告について、このまま順調に推移しているようですので、今年度の続きを、達成に向けてご努力をお願いしたいということでもよろしいでしょうか。

(委員了解)

(会 長) 続きまして、事務局の方から報告事項をお願いします。

(事務局) 報告事項の関係で説明をさせていただきます。生活衛生課でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、資料No.2ということで、52 ページの説明をさせていただきます。

平成 27 年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取についてということでございます。この収去検査計画というのは、先ほどの行動計画の中にも当然含まれておりますけれども、「食品衛生法」の第 24 条の規定によりまして毎年、食品衛生監視指導計画というものを策定する必要がございます。その中でも同様にこの検査計画というものを決めているという状況でございます。

毎年、同様の手続きではございますが、監視指導計画を策定するに当たりましては、本日、こういう審議会におきまして収去検査計画のご意見を賜りまして、また後で関係機関で調整をさせていただきます。

そして、年明けぐらいになろうかと思いますが、消費者団体の方々と意見交換を経た後、この審議会の方に報告させていただいて、監視指導計画というものを策定したいというふうに考えております。その中の収去検査計画ということになります。

資料の 54、55 ページの要旨に基づいて、9 月 30 日までに生活衛生課の方にご意見をいただけたらと考えております。

先ほどからの話と、少しダブりますけれども、説明をさせていただきます。資料 56 ページが、平成 25 年度の収去検査の結果でございます。残留農薬、抗生物質なんかで、全部で 750 検体の計画をしております、計画どおり実施することができました。

違反についてでございますけれども、平成 25 年度中は特に何もございませんでした。流通食品の放射能検査につきましても、300 検体の予定をしております、実施したところ、全て問題ございませんでした。

57 ページの縦長の資料でございますけれども、今年度(平成 26 年度)の収去検査の計画の表でございます。昨年と同様、750 検体を予定しております、現在 295 検体について終了しております。

現時点で、「食品衛生法」に違反するものはございません。放射能検査につきましても、300 検体に対しまして、現在 133 検体まで済んでおりますが、それも違反等ございませんでした。

平成 25 年度と平成 26 年度で少し違うのは何かと申しますと、今年度から、アレルギー検査をしようということで、機械を整備いたしまして実施しております。24 検体を予定しておりますが、現在 8 検体が終了しております。特に問題となるような検査結果は出ておりません。

8 検体の中身としましては、ソバもつくっておられる工場の、うどんとか中華麺の中に、ソバの混入がないかというような検査を、現在実施したところです。

検査につきましては、そういうことでございますので、平成 27 年度の計画につきまして、ご意見、ご意向等ございましたら言っていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、報告事項の（２）ということで、『避難所における食品衛生確保ガイドライン』の作成について説明をさせていただきます。

このガイドラインにつきましては、先ほど委員の方からも、お話がございましたが、平成 24 年の 8 月に、宇治の方で災害がございまして、孤立した住民の方におにぎりを配布しましたところ、ブドウ球菌の食中毒が発生したという事件がございました。

こういった災害時に、避難所における食品について、普段と同様にできるかどうかというのは、ちょっと疑問があるのかもしれませんが、食品衛生対策ができる限り必要ではなかろうかと。ばたばたした状況ではありますけれども、食品衛生対策についても、行政の方でも頭の中に入れて対応できればなど考えまして、こういったガイドラインを作成しました。

実際にこれを使う場合は、例えば、期限表示を確認してくださいとか、手洗いをちゃんとしましょうというようなことがチラシ状になっているので、保健所名なり、市町村名を書き足し、コピーをして、職員と一緒に配っていけるようなかたちで使えたらと考えております。

現在、各市町村に対しまして、災害の会議などがあれば、こういったものをお示しして、参考にお配りしているという状況です。また、先日も福知山で水害が出ましたけれども、そのときにも、何部か希望がありまして、お配りさせていただきました。

ガイドラインにつきましては、これで終わらせていただきます。

次、3 番目の、食の安心・安全に係る事案についてということで、一つ報告をさせていただきます。

60 ページになりますが、シシャモの異物混入についてということで、7 月の下旬に山口県の輸入業者さんが仕入れたシシャモから殺鼠剤とかが段ボール箱と一緒に入っていたものが発見されて、自主回収をした事例がございました。

京都府での発見ということでしたし、京都市も含めて京都府内の販売もございました。

厚生労働省からの指示もございまして、食品ラベルを公表しまして、注意喚起をしたという事例でございます。

1週間ほどの期間でしたけれども、土日も含めて相談窓口のようなものを設定して、受付をいたしました。京都府では19件のご相談を受け付けましたけれども、中身は、「自分の家にあるシシヤモは大丈夫か」というようなものや、「伊村産業のシシヤモがあるんだけど、どうしたらいいのか」というような内容がほとんどでした。食べて体の具合が悪くなったとか、健康被害に関するものはございませんでした。

それと、資料は付けておりませんが、先日、京都府でもあった事例を一つ申し上げます。フグの関係でございまして、最近、小アジがよく取れるという状況が全国的にあるようです。豆アジということでスーパーなどで100グラム幾らというようなかたちで販売されているかと思えます。

それが、トロ箱で流通され、その中に、小さいフグが紛れ込んでいるという状況でした。スーパーでパック詰めをするときに気付かないで、アジと一緒にフグが混ざって販売されているという事例でございます。

現在、全国的には京都府も含めて6件発生しております、その都度、スーパーさんの方でプレスされたり自主回収をされております。厚生労働省からも、注意喚起の通知が、9月8日付けで出ているという状況です。

あと、食中毒の発生検査は、先ほど申し上げたとおりですけれども、食中毒予防の喚起のため食中毒注意報というのをやっております。昨年は、夏に9回、冬に3回発令いたしました。今年の夏の状況は4回の発令という状況でございます。以上です。

(会長) ありがとうございます。続いてお願いします。

(事務局) 引き続き、保健体育課でございます。よろしくお願ひ致します。

資料66ページをご覧くださいまして、学校給食用牛乳の異物混入事例につきまして、ご報告をさせていただきます。

お手元の表にもございますように、去る4月16日水曜日に、城陽市の小学校におきまして、学校給食用牛乳に異物の混入が確認されました。府教育委員会と致しましては、府立学校はもとより、府内の児童、生徒に安全が確実に担保された牛乳が提供されるよう、府畜産課、生活衛生課との連携を通じまして、所管の保健所等の指導の下、供給業者であります雪印メグミルク株式会社との調整に当たりますとともに、市町村教育委員会との連携に努めたところでございます。

資料の下段になりますけれども、表中の検査結果をご覧くださいまして、最終的に、4月28日月曜日に安全が確認されましたので、裏面になりますけれども、3番の牛乳の提供開始日のおり、5月2日金曜日から適宜、各学校で牛乳の提供が再開されたところです。

全ての市町村教育委員会等はじめ、牛乳の提供が再開された後におきましても、慎重に

確認を行っていただきました学校等もございまして、一部の学校において異物混入の疑い事例もございましたが、最終的な検査結果において、全て飲料時、ストローを逆流して混入したおらず、あるいは、パックを開封する際の破片、繊維片等であったということでございました。

本件につきましては、4月16日の当初の混入が確認されてから一切の健康被害はございませんでしたが、引き続き、安全性はもとより、児童、あるいは保護者の皆さま方の不安解消につながるよう、よりいっそうの安全管理と、焦げ等の混入がないよう、再発防止の徹底に向けて、畜産課等とも連携をさせていただきながら、現在も供給業者に要請をしているところでございます。以上簡単ですけれども、報告とさせていただきます。

(事務局) 「元気で安全！」京のこだわり畜産についてということで、畜産課から報告させていただきます。68 ページのものは、農政課から発刊されております『農林漁業のうごき』の表紙です。この写真が、第1回、京のこだわり畜産物生産農場登録証の交付式の様子です。横には、ロゴマークを付けております。

69 ページには、平成24年度から、「元気で安全！」京のこだわり畜産ということで取り組んでまいりました。京都には、たくさん農場があるわけではありませんが、それぞれの農場で飼料や飼養管理の方法について、それぞれの特徴を生かしながら飼われていますので、そういう農場について登録制度を創設しまして、5月30日に1回目の交付式を行ったということです。京都市から京丹後市までの府内15の農場を登録致しました。

下の方には、ウイルス封じ込め輸送用「防疫バッグ」ということで、東京ドームの屋根をつくられた太陽工業株式会社と、京都産業大学と連携致しまして、家畜伝染病発生時に殺処分した大型家畜を安全に輸送できる大型の「防疫バッグ」を共同開発して、4月に特許出願、5月には共同で記者発表を行いました。

7月には、全国の家畜衛生担当者を対象として、北海道から沖縄県まで28都道府県の方に参加いただいて、関係者を含め150人の研修会を開催できました。これまでなかった製品ということで、今後、各地域で使っていただけるように、引き続き普及してまいりたいと考えております。以上です。

(事務局) 消費生活安全センターでございます。今回の、「不当景品類および不当表示防止法」等の一部改正についての概要を説明させていただきます。

昨年、食品表示等の不正事案が、全国、また京都府内でも多発しました。特に、京都府内につきましては、ホテルで6カ所、百貨店2カ所について、不正事案が発生したところで、京都府としましても文書指導を行った次第でございます。それを受けまして、消費者庁が動きまして今回の法律改正となりました。

法律改正につきましては、今年の6月に改正されまして、12月1日施行という予定になっております。

改正の主なポイントが4点ございまして、まず、これまでは、事業者の表示等について、自主チェック機能が確立していなかったということで、新たに、消費者庁が、事業者が講じるべき措置に対して必要な指針を定めるということで、まだできておりませんが、国の方から下りてきた時点で、業界団体を通じて周知徹底を図るということにしております。

2番目に、情報提供連携の確保ということがあるのですが、特に情報については、現在、センターでは相談者からの相談内容ぐらいしか情報が提供されませんので、現在の消費生活協力団体に1団体、それから、消費生活協力員、名称は違いますけれども、くらしの安心推進員という名前で、432名の方に消費生活についてご協力をいただいているところです。

協力していただいている団体の協力員さんから情報をいただいて、問題事案があれば、センターで調査、指導、迅速に対応していく体制で考えております。

3番目に、監視指導態勢の強化ということで、「景表法」の関係については、権限委任、特に事業所管大臣に調査権限が委任されるということと、もう一つ、都道府県知事に対しても、これまでは立入検査と行政指導だけでしたが、措置命令まで権限委譲されるということで、法律の規制強化が図られるというふうに聞いております。

政令の方がまだ下りてきておりませんので、下りてき次第、体制強化の方を考えていきたいと思っております。

4点目の、課徴金制度については、現在、パブリックコメント中で、法律施行後1年以内に検討するという事で予定しております。

(ポンチ絵) 右側に、法体制が書かれておりますが、このような体制でいくということで考えております。以上です。

(事務局) 72ページをご覧ください。和食文化伝承食育事業費ということで、和食を次世代の子どもたちに伝承するために、地域が実践する食育活動を支援することを目的に、新たに事業を立ち上げております。

食育については、啓発から実践の段階への移行が唱えられている中で、関係主体が連携した実践が進むように、子育てグループや農家のグループさん、京都料理のグループさんたちが、連携しながら食育を展開される事業につきまして、「食育のたね交付金」で、事業費の支援を進めることになりました。

併せて、食育プラットフォームというものをつくりました。これまで食育の推進につきましては、食育ネットワークという団体で推進しておりますが、一般府民の方やグループの方が、自由に入られるようにはなっておりませんので、そういった方々も自由に参加できるような組織として、新たに作ったもので、「食育のたね交付金」とセットにして動かすことによって、食育をつなげて広げていくという発想で進めていくということで、この予算が認められております。

続きまして、京都6次産業プロジェクト・ブランド戦略事業費の(3)に記載されている京野菜ランド団体強化事業費ということで1千万円あります。先ほど、パンフレットを

見ていただきました「京野菜ランド」ですけれども、学ぶ・食べる・買うという、三つの機能のうち、二つを持っているものを「京野菜ランド」として設定をしております。

その機能アップのために、「京野菜ランド」の登録を目指す直売所、それから、すでに登録されている直売所の機能を上げるために、農作業体験プログラムの開発、それから、イベントコーナーの整備、収穫調理体験、POSシステムの導入、それから販促イベント等に関する経費を、2分の1補助（上限 200 万円）をするというので、いまのところ府内で5カ所、丹後から中丹、南丹、京都市、乙訓、山城ぐらいまでの5カ所想定で、こういう「京野菜ランド」の拡大、強化というものを考えております。以上です。

（事務局） 最後、私の方から説明させていただきます。資料の74ページをお願いします。「食品表示法」という法律が今年の6月に制定されました。実際の施行は来年の6月までということで、現在、国の方で準備をされております。

具体的には、ここに示しておりますように、実際、どういうふうに表示をするのかというルールということで、食品表示基準というものの策定、および具体的なQ&Aというところの作業がされているというものです。

お手元の資料は、食品表示基準のパブリックコメントのときのものを付けさせていただきます。現行、58本の基準を1本にということで、「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の三つで言いますと、この58本の基準があったものを一つにするということになっております。

75ページの下段から76ページにかけて、主な変更点が書かれております。ちょっと説明しておきたいのは、76ページの3番、アレルギー表示に係るルールの改善というものです。例えば、卵はアレルギー物質になるわけですが、卵焼きとか、マヨネーズと書いてあれば、それは当然のことながら卵を使っているのは分かるので、あえて「卵」という表示は必要なかったのですが、今後ははっきりと「卵」という物質が含まれていることを表示するように義務付けされたということです。

4番目の、栄養成分表示の義務化ということですが、いままでは、任意表示だったものが、エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウムなどについては必ず表示をしなければならないということになっております。ただ、小規模事業者等については免除されるものもあります。

主な変更点は、以上のようなことです。

資料78ページについては、先ほど説明したとおりです。

80ページです。「きょうと信頼食品登録制度」の関係で、二つ星基準、第2ステップの登録が初めてされたということで、報道機関への資料配付をさせていただいたということです。信頼食品登録制度については、登録数の伸び悩みがあったり、必ずしも府民の方に広く知られていない面もありますので、PRのために報道機関への資料配付を行いました。

82ページについては、先ほども言いました、体験型リスクコミュニケーション10回シリ

ーズの、広報資料として配布したものでございます。

以下、農産課、その他の課からの報告資料を付けさせていただいておりますが、時間の関係で、ご覧いただければと思っております。事務局からの説明は以上です。

(会 長) ありがとうございました。

これまでの取り組み、あるいは報道関係の記事についても、ご説明いただきましたが、特にご発言がありましたら。なければ、事務局の方にお返しさせていただきます。